

## 令和7年度 第2回 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会

### 議事録

日時：令和8年1月8日（木）

午後1時30分から午後2時20分まで

会場：宮城県自治会館 206会議室

#### 出席者

##### 1 委員

豊田 正利 委員、大泉 力也 委員、黒田 文 委員、土井 孝博 委員、伊藤 公善 委員、  
工藤 史 委員、阿部 栄理子 委員、阿部 直子 委員、盛 元貴 委員、大槻 覚 委員

※ 10名中10名出席

##### 2 事務局

〔社会福祉課〕橋本課長、浅川担当課長、山田総括

団体指導班 羽柴主幹（班長）、菅原主査

※ 議事録中の課名略称：「社福」

〔長寿社会政策課〕運営指導班 締引主事

〔子ども・家庭支援課〕家庭生活支援班 伊藤主任主査（班長）、渡辺主事

〔子育て社会推進課〕保育支援班 千坂主事

〔障害福祉課〕※欠席

#### 会議の内容

##### 1 開会

【司会：山田総括】

- ・司会から、過半数の出席を要する福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例第4条第2項の規定により、会議が有効に成立している旨報告。また、宮城県情報公開条例に基づき、公開により進める会議である旨説明。

##### 2 挨拶

【橋本課長】

- ・橋本課長より挨拶。

### 3 議事

#### (1) 宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について（女性自立支援施設）

【豊田委員長】

はじめに、「議事（1）宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局・社福】

- ・資料1、資料2、資料3、資料4に基づき説明。

【豊田委員長】

ただいま説明のありました事項について、皆様から何か御質問などはございませんでしょうか。

【大泉委員】

評価基準そのものではないのですが、女性自立支援施設という特殊性を考えると、結果の公表については、場所が特定される可能性などがあるため、やはり特段の留意が必要だと感じました。

【土井委員】

「経営状況の把握」という項目について質問です。例えば、高齢者施設や保育所であれば「利用率」を気にすると思うのですが、女性自立支援施設の場合、利用率があまり高くない方が適正な状態なのではないかと思います。この項目で「利用率等の分析」を問う意図は、単に数字の高低ではなく、分析を行っているかどうかのプロセスを問うものという理解でよろしいでしょうか。

【事務局・子ども・家庭支援課】

女性自立支援施設は「措置施設」という形になりますので、御指摘のとおり、利用率の高さで経営が安定しているかを見るような施設ではありません。

【土井委員】

女性自立支援施設については、一般的な経営状況という観点から適正に運営されているかを問うような内容ではないということですか。

【事務局・社福】

一般的な「経営」という観点とは異なり、県であれば指定管理という形で事業を実施しておりますので、指定管理料などの経費・支出の中で適切に事業が行われているか、という点を中心に見ていく形になると考えております。

【豊田委員長】

女性自立支援施設の場合、「利用者」という言葉は入所された女性自身を指している

と思います。資料の中で「子ども」や「同伴者」「同伴家族」という表現が出てきますが、現実問題として同伴者は子どもを指すのでしょうか。資料3の25ページでは「利用者」とあり、27ページでは「子ども」、29ページでは「同伴家族」という表現があり、使い分けはどうなっているのでしょうか。

**【事務局・子ども・家庭支援課】**

女性自立支援施設に入所される方は、DV被害等を受けられた方と、そのお子様が「同伴児童」として入られる形が基本になります。それ以外の方が「同伴家族」として入ることはあまり想定していない施設です。

**【豊田委員長】**

資料を拝見していて、特に子どもと一緒に入所するケースが多いと想定される中で、子ども自身に対する権利擁護に関わる部分が少し弱い印象を受けました。「利用者が安心して食事ができる」などの表現がありますが、これは同伴家族や子どもに関しても同じことが言えるのではないかでしょうか。その辺りはガイドライン等でどのように解釈されているのでしょうか。

**【事務局・社福】**

基本的に国のガイドラインに沿った形で設定させていただいております。「利用者」という言葉の考え方として、措置の対象となる女性はもちろんですが、一緒に入居されるお子様なども同じように「利用者」という扱いになると捉えています。

**【豊田委員長】**

「利用者」という言葉の中に、同伴家族や子どもも含まれているということですね。ただ、31ページに「同伴児童等の学習生活支援」という文言が出てくるなど、整理が難しい部分があると感じました。

**【黒田委員】**

今の点について、3ページの定義に基づいているのだと思いますが、その後の文章との整合性が意識されていないため読みづらいのだと感じました。国のガイドラインに従う必要があるため、内容については変えないと想像しますが、文言整理ができるのであればした方が分かりやすいと思います。あと、感想になりますが、評価項目が非常に多く、現場の職員の方は大変だろうと思います。国のガイドラインを網羅する必要があるのか、という疑問は以前から持っております。これだけの項目を求めるのであれば、評価に見合う財政基盤や職員配置などの公的なサポートが必要ではないでしょうか。評価項目とは別に、評価を通じて「よい評価に向かうためにどういう公的サポートが必要か」を聞き出し、現場の改善につなげられるような仕組みや、県としてのバックアップ

を視野に入れて実施していただきたいという感想を持ちました。

**【事務局・社福】**

御指摘のとおり、ボリュームが多い点については私共も感じております。ただ、国から示されているガイドラインがある中で、県の判断で項目を削ることは難しい立場であることを御理解いただければと思います。評価については、現状がcやbであっても、いかにaに近づけていけるか、そのためにどうすればよいかを評価機関と受審する側が議論、話し合える環境を作ることが理想的だと考えております。

**【伊藤委員】**

「地域との交流」という項目について、この施設の特性上、交流が活発であることが良い状態なのか、という疑問を感じました。

**【大槻委員】**

共通評価項目において、カッコ書きで「女性自立支援施設」とされている項目は、他の施設類型ではなく、この施設特有の項目という理解でよろしいでしょうか。

**【事務局・社福】**

全てではありませんが、基本的には女性自立支援施設版として盛り込まれている内容です。

**【豊田委員長】**

他に御意見等はございませんか。

それでは、基準の設定につきましては、今回お示しいただきました案により進めさせていただくことにいたします。ありがとうございました。

次に「その他」となりますが、何かございますでしょうか。先ほどの議事に関わることでもけっこうです。

#### 4 その他

**【工藤委員】**

先ほどの議論に関連して、施設に関わるセキュリティと、内部の職員や利用者による情報のセキュリティ、その辺りは評価項目に含まれているでしょうか。

**【事務局・社福】**

資料2の最後、112ページに「記録の管理体制の確立」という項目があります。ここで情報の取扱についてしっかりと規定されているかを確認することになります。また、女性自立支援施設の特殊性として、個人情報が加害者に渡らないよう配慮が必要である旨を記載しております。

**【豊田委員長】**

以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

## 5 閉会

**【司会：山田総括】**

以上で本日の委員会は終了させていただきます。お忙しい中御出席いただきありがとうございました。